

日本プラ寝たリウム学会規約

(名称)

第1条

この会は「日本プラ寝たリウム学会（英語表記は“Japan Goodsleep planetarium Scientific Society”）」（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本会は、プラネタリウム投影中の「熟睡」についての研究を促進し、また眠らせたい人と眠りたい人相互の交流を図ることを目的とする。

(活動)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1) 総会の開催
- 2) 臨時総会の開催
- 3) 機関誌「熟睡プラネタリウム（英語表記は“zzz…”）」の発行
- 4) その他、学会の目的遂行のために必要な活動

(会員)

第4条

本会の会員は、第2条の目的に賛同する者で、個人会員または団体会員とする。ただし団体会員は、プラネタリウム投影設備を有する施設、またはプラネタリウム投影機またはソフトを製作する法人に限るものとする。

(入会・退会)

第5条

入会しようとするものは、入会申込書を提出する。

- 2 新年度になった時、継続を希望する会員は、その意思を事務局に知らせる。
- 3 会員継続確認できないものは、自動的に退会したものとする。

(役員)

第6条

本会の運営のため、次の役員を置く。

- 1) 会長

(役員)

第7条

会長は明石市立天文科学館の館長が就任する。

(役員の責務)

第8条

会長は本会を代表する。

2 会長館は館に本会の事務局を設置し、会務を執行する。

(総会等)

第9条

総会は本会の最高の議決機関であり、会長は各会計年度に少なくとも1回、総会を招集しなければならない。ただし、総会に諮る議題が軽易な時は文書による軽易総会とすることができる。

2 会長は必要と認めるときには、臨時総会を招集することができる。

3 総会の議決は出席団体会員の多数決によるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は他の会員または議長を代理人として表決を委任することができる。

(規約の改正)

第10条

この規約の改正には総会出席会員の2分の1以上の同意を要する。

(解散)

第11条

本会は、総会出席会員の2分の1以上の同意で解散する。

附則

1. この規約は2012年8月1日から施行する。

2. この規約は2013年3月23日から施行する。

3. この規約は2014年3月22日から施行する。

4. この規約は2016年3月20日から施行する。

5. この規約は2018年3月18日から施行する。

6. この規約は2019年4月17日から施行する。